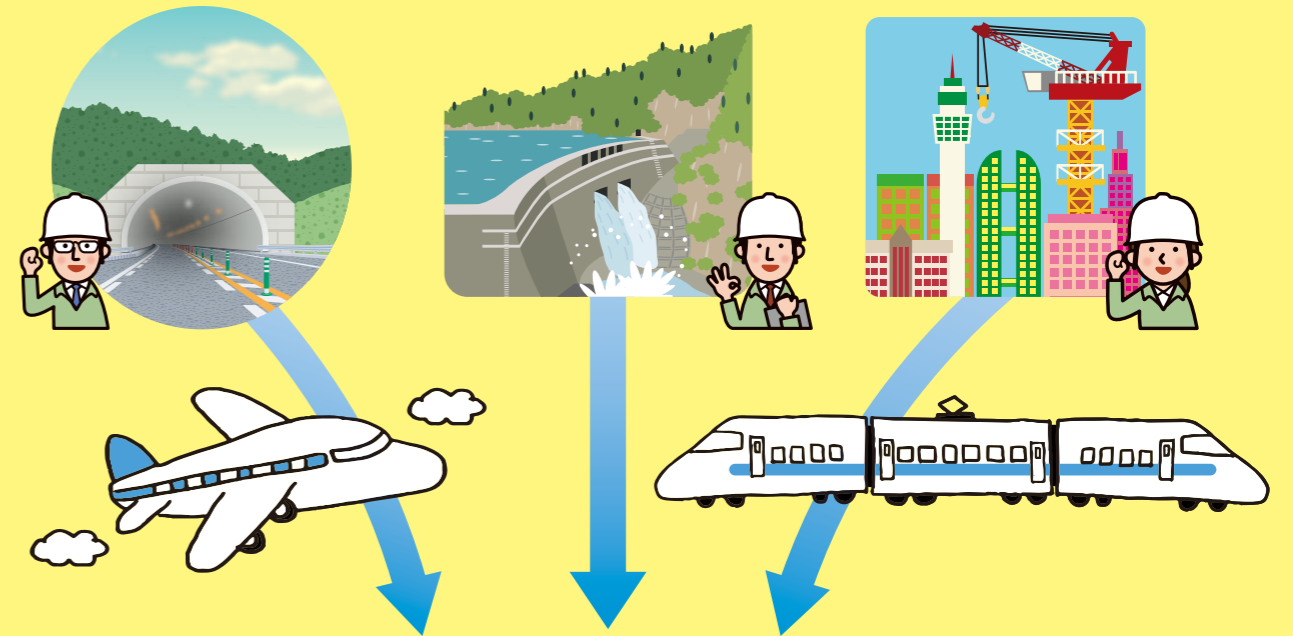
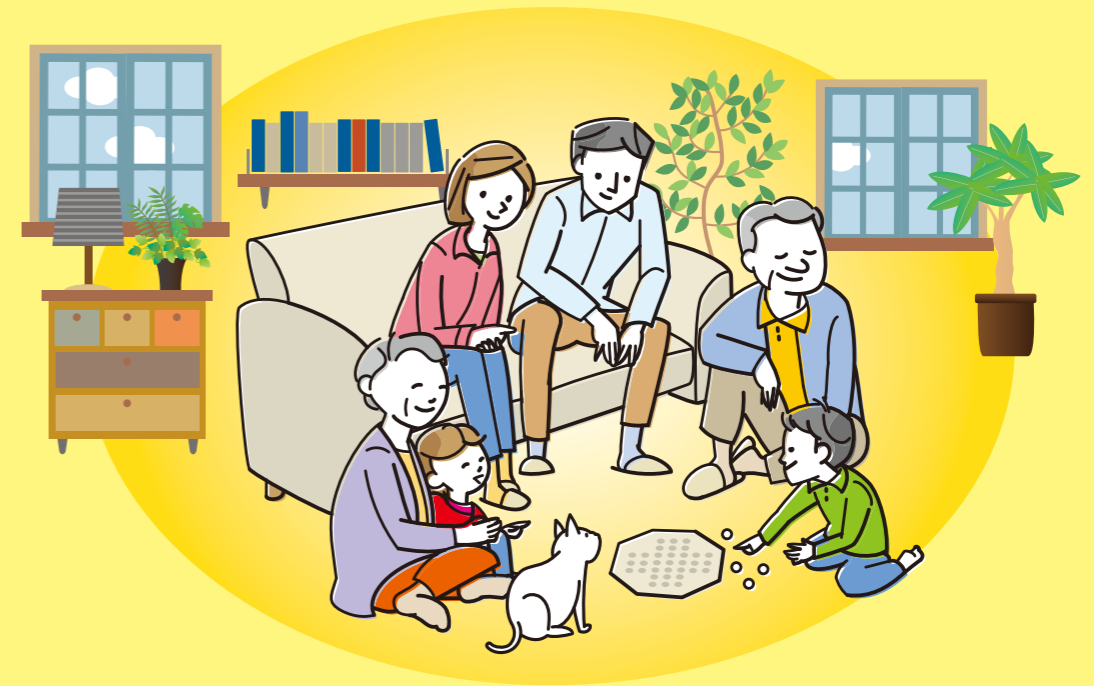


# 単身赴任者の帰宅旅費非課税化にむけて 帰宅旅費は課税されているのを知っていますか？



日建協



日建協 34 加盟組合

- |              |          |              |            |                    |            |              |
|--------------|----------|--------------|------------|--------------------|------------|--------------|
| 青木あすなろ建設職員組合 | 五洋建設労働組合 | 鈴与三和グループ労働組合 | 鉄建設職員組合    | 中山組職員労働組合          | ピーエス三菱労働組合 | 三井住友建設社員組合   |
| 浅沼組職員組合      | 佐藤工業職員組合 | 大鉄工業労働組合     | 東鉄工業労働組合   | 西松建設職員組合           | フジタ職員組合    | 宮地建設工業労働組合   |
| 安藤・間職員組合     | 佐藤秀労働組合  | 大日本土木労働組合    | 東洋建設職員労働組合 | 日本国土開発コミュニケーション協議会 | 松村組職員組合    | 名工建設職員組合     |
| 奥村組職員組合      | シミズユニオン  | 大豊建設労働組合     | 戸田建設職員組合   | 日本総合住生活労働組合        | 馬淵建設職員組合   | 横河ブリッジ労働組合   |
|              |          |              | 飛鳥建設労働組合   | 野村労働組合             | 丸彦渡辺建設職員組合 | りんかい日産建設職員組合 |

<http://nikkenkyo.jp/>  
日本建設産業職員労働組合協議会



# 単身赴任者の帰宅旅費非課税化にむけて

令和2年度税制改正対応版

日建協では建設産業で働く単身赴任者の実情を訴え、帰宅旅費の非課税化の実現にむけ取り組んでいます。帰宅旅費が給与所得として課税されていることにより、組合員の生活にどのような影響を与えているのか、具体例を挙げて非課税化の必要性を説明します。

**そもそも帰宅旅費って何ですか??**

単身赴任者が週末等に家族が待つ自宅に帰るために、会社から支給される交通費のことです。組合員(既婚者)の27.9%が単身赴任をしています。(日建協2019時短アンケート)

**非課税化ってありますけど、何のことですか? 何か問題なのですか?**

現行の税制度では、通勤費は非課税で原則として所得税がかからないのに、帰宅旅費は課税されます。そのため、自宅通勤の時と比較すると**手取り収入が減ることがあります。**

**え? そうなんですか。詳しく教えてください。**

具体例で説明します。仮に東京都中央区に自宅があるAさんとBさんがいます。Aさんは自宅通勤、Bさんは大阪に単身赴任して、帰宅旅費として会社から1年間に72万円(※)の交通費(実費)が支給されるという前提です。(※東京-新大阪間の交通費15,000円×2(往復)×24回(月2回)=年間72万円)

## 所得税に及ぼす影響

AさんBさんの設定条件 → 自宅:東京都中央区 年齢:45歳  
年収:750万円 家族構成:配偶者(扶養)、子供2人(中学生、高校生)

※問題をシンプルにするため別居手当は考慮せず、住宅ローンや生命保険料等の所得控除はないものとする。

Aさん(自宅通勤)	Bさん(大阪に単身赴任)
給与支給額: 750万円	給与支給額: 822万円 =(750万円+72万円)
給与控除額: ▲185万円	給与控除額: ▲192.2万円
給与所得: 565万円	給与所得: 629.8万円
その他控除: ▲228.1万円	その他控除: ▲238.3万円
課税所得: 336.9万円	課税所得: 391.5万円
<b>所得税: 24.63万円</b>	<b>所得税: 35.55万円</b>

**所得税が 10.92万円増**

## One Point!

今回別居手当を考慮しませんでした。別居手当が支給されても、単身赴任による負担は軽減されないと考えます。

- Q: 経済的負担ってどれくらい?**  
**A:** 単身赴任による家計負担は月平均4.4万円です。(日建協2018時短アンケート兼生活実態・意識調査)
- Q: 別居手当はどれくらい支給されているの?**  
**A:** 日建協加盟組合では月額5千円~5万円支給されています。(日建協2019労働条件総合調査)
- Q: 別居手当は非課税なの?**  
**A:** 給与所得として課税されます。

今後、別居手当の充実も重要なテーマの一つです。

会社から支給された帰宅旅費72万円は、Bさんが自宅へ帰るために一時的に立替えた交通費(実費)であるにも関わらず、税法上給与所得として課税されるため、所得税が**年間109,200円**増えてしまいます。

これって結構な額だ! 家族のところに帰るためのに…。まさか他にも問題があるのですか?

次にあげる**地方税**にも大きく関わっています。

## 地方税(住民税)に及ぼす影響

地方税と言っても色々あるけど、大きく影響するのは住民税(市町村民税と都道府県民税を表す総称)です。先程のAさんとBさんで比較してみますよ。

Aさん(自宅通勤)	Bさん(大阪に単身赴任)
給与支給額: 750万円	給与支給額: 822万円 =(750万円+72万円)
給与控除額: ▲185万円	給与控除額: ▲192.2万円
給与所得: 565万円	給与所得: 629.8万円
その他控除: ▲213.1万円	その他控除: ▲223.3万円
課税所得: 351.9万円	課税所得: 406.5万円
<b>住民税: 35.43万円</b>	<b>住民税: 40.9万円</b>

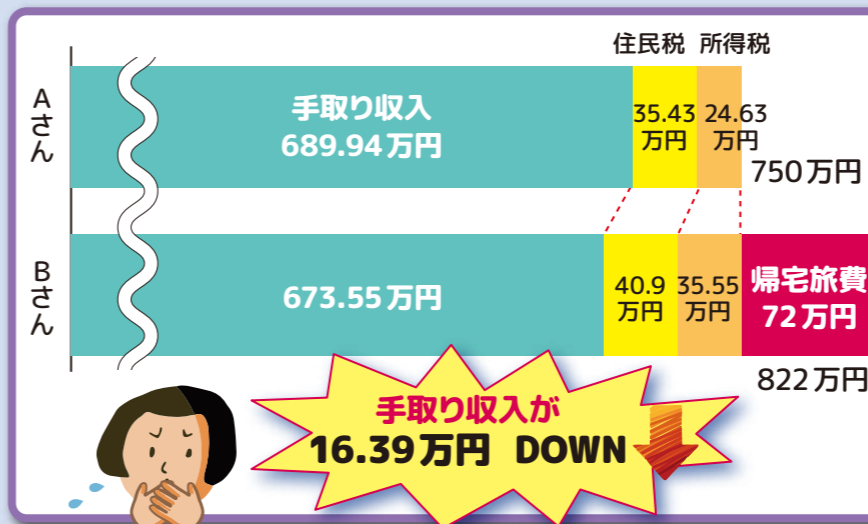
地方税である住民税は、国税である所得税と算出方法が違うこと、また前年の所得にかかってくることに注意してください。計算は東京都中央区を例にしています。

**住民税が 5.47万円増**

比べると**54,700円も増えて**います。仮にBさんが前年までで単身赴任が解消され自宅に戻り、Aさんと同じ年収750万円になったとしても、住民税は翌年かかってくるため、翌年の手取り収入を圧迫します。

えー!? 仕事で単身赴任になったのに、個人にかなりの影響があるんですね…。

下のグラフにまとめたので参考にしてください。



## One Point!

帰宅旅費が支給され所得が増えると、社会保険料の負担も増加します。

	Aさん	Bさん	負担増
給与支給額	750万円	822万円	
厚生年金保険料	675,270円	741,150円	65,880円
健康保険料	343,170円	376,650円	33,480円
雇用保険料	22,500円	24,660円	2,160円
<b>計</b>			<b>101,520円</b>

**社会保険料が 101,520円増**

納付する厚生年金保険料が増えると、将来受け取る年金も増えます。

このように、帰宅旅費が課税対象であることにより、所得税、住民税の負担が増え、手取り収入が減ります。単身赴任者の多い建設産業では解決していかなければならない問題です!

建設産業は他産業とは違い、『現地一品生産』という特徴を持っています。また、資格や経験により単身赴任を強いられる人が多くいます。作業所における週休二日の取り組みが進むなか、帰宅回数の増加を望む組合員の声も大きくなるのではないのでしょうか。週末は家族とともに過ごしたいのに、帰宅旅費支給に伴う税負担が生活を圧迫し、仕事のモチベーション低下にもつながりかねません。日建協では引き続き、行政、業界団体などに対してこの問題を訴えかけていきます。